

破産管財手続の流れとスケジュール

～ 裁判所や管財人と協力し、新たなスタートへ向け一歩ずつ進みましょう ～



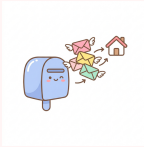
破産管財手続は、裁判所から選ばれた「破産管財人」（弁護士）が、あなたの財産や収支、破産に至った経緯を調査する手続です。

第 1 ステップ 破産手続の開始	裁判所に破産を申し立てた後、「破産手続開始決定」が出ます。これに伴い「破産管財人」が選任されます。 ★ 重要ポイント ・ あなた宛の郵便物が管財人に転送されるようになります（債権者や財産の確認・調査のため）。
第 2 ステップ 管財人との面談	管財人の事務所へ赴き、面談をします（当事務所の弁護士も同席します）。 ★ 重要ポイント ・ 財産や家計の状況、借金が増えた経緯について質問を受けます。 ・ 誠実・正直に状況を説明することが大切です（嘘や隠し事は免責不許可の原因になり得ます）。
第 3 ステップ 財産の調査・処分	管財人が、あなたの財産（車、保険、不動産など）や借金の状況を調査します。 ★ 重要ポイント ・ 原則として、財産は売却・現金化され、債権者への配当・支払いに充てられます。 ・ 手元に残せる財産（自由財産）の範囲についても説明・確認があります。
第 4 ステップ 債権者集会と免責	裁判所の法廷で集会が開かれます（通常、申立から3～4ヶ月後）。管財人から調査結果が報告され、その後問題がなければ「免責許可決定（借金の支払い義務を免除する決定）」が出されます！ ★ 重要ポイント ・ あなたも弁護士と一緒に出席します（10～20分程度で終了）。 ・ 決定が確定すれば、借金の支払義務が正式に免除されます！

🍀 ご不明点・不安なことは、担当弁護士・スタッフにご相談ください。

管財手続中に絶対に守るべき 4 つの生活ルール

～ 免責（支払義務免除）の認可を得るために、必ず以下のルールを厳守してください ～

	ルール 1 : 郵便物の 転送と点検 (⚠ 厳守)	【管財人による確認】 破産開始決定から債権者集会までの間、あなた宛ての郵便物はすべて「管財人」に転送されます。 管財人は、隠し口座、保険、新たな借入、不当な財産移転がないかを点検します。 破産手続終了後に転送は解除され、あなたに返却されます。 (急を要する郵便物がある場合、管財人に事前に切手やレターパックを預けておき、転送をお願いすることもあります)
	ルール 2 : 居住地の 変更・旅行の制限 (⚠ 要事前許可)	【裁判所の許可が必要です】 手続中に、引越し（居住地の変更）や宿泊を伴う旅行・海外出張をする場合は、事前に裁判所の「許可」を得る必要があります。 無断で行った場合、破産法上の義務違反となり、免責が許可されなくなる可能性があります。
	ルール 3 : 財産の勝手な 処分禁止 (⚠ 絶対禁止)	【財産隠しは犯罪です】 不動産、車、保険、高額な電子機器などを、管財人の許可なく勝手に売却したり、親族・知人に名義変更・贈与してはいけません。 「財産隠し」と判断された場合、免責が不許可になるだけでなく、詐欺破産罪などの処罰対象になりえます。
	ルール 4 : 管財人への 正直な説明 (⚠ 誠実に対応)	【説明義務と協力】 財産状況、家計の収支、借金をした本当の理由などについて、管財人や裁判所から質問があった場合、誠実かつ正直に答える法律上の義務があります。 嘘の説明をしたり、書類の提出要請を拒否・放置したりした場合は免責されなくなる可能性があります。



💡 **誠実に行動すれば、決して恐れる手続ではありません。**

管財人や当事務所からの連絡、書類提出の依頼には、速やかかつ誠実にご対応をお願いいたします。